

千葉県医師少数区域等医師派遣促進事業の概要

1 事業の目的・概要

県内における医師の地域偏在の改善や地域医療の基盤を支える医療機関の医師不足の解消を図るため、県内の医師少数区域等に所在する医療機関に医師を派遣する医療機関へ助成を行います。

2 事業内容

(1) 補助先

- ・ 医師不足に起因する診療機能の低下が認められる県内の医師少数区域等の医療機関へ医師を派遣する医療機関

⇒ 医師少数区域等の医療機関とは、県が別に定めるキャリア形成プログラム【新プログラム】で定める地域A群に該当する医療機関（県立病院を除く。）を指す。

(2) 派遣元

- ・ 次の要件すべてに該当すること

ア 派遣元医療機関が派遣する医師は、常勤として採用された医師であること。

イ 派遣元医療機関が派遣する医師は、千葉県医師修学資金の貸付けを受け、返還が猶予されている者ではないこと。

ウ 医師の派遣により、派遣元医療機関の診療機能の低下をきたさないこと。

(3) 補助基準額（上限）

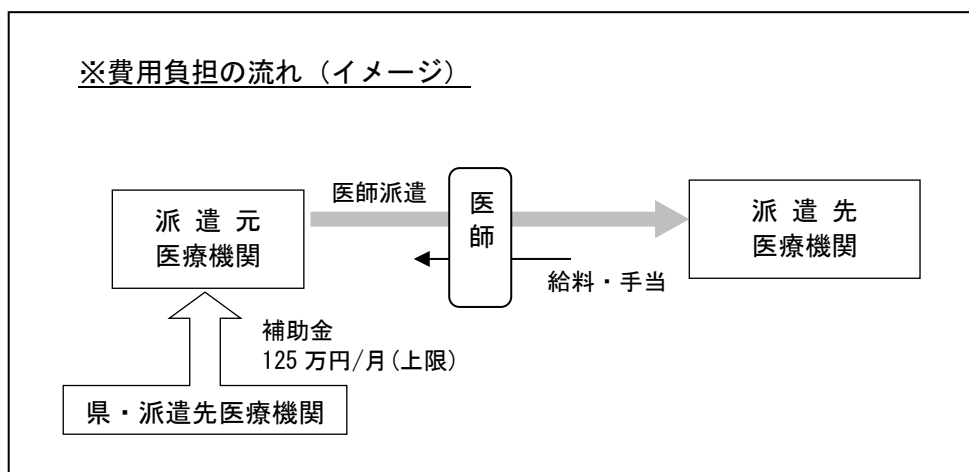
- ・ 医師1人あたり125万円/月（1,500万円/年）

(4) 負担割合

- ・ 県2/3、派遣先医療機関1/3

(5) その他

- ・ 派遣医師に対しては、医師キャリアアップ・就職支援センターでの医療技術研修での医療技術研修を無料で受講できるなどの特典を付与します。
- ・ 派遣元医療機関を県で募集し、医師派遣協力医療機関として認定・登録します。



※原則として、同一の派遣元医療機関から同一の派遣先医療機関への1つの診療科の医師の派遣に対する補助対象期間は、当該診療科へ最初に医師の派遣を行った時点を起算点として、最長3年間とする。